

「子ども・子育て支援新制度に係る条例（案）」に関するパブリックコメントを実施します

I. 子ども・子育て支援新制度について

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進と、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まります。

II. 条例で制定する基準等について

子ども・子育て新制度における施設・事業の設備及び運営等に関する基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされています。

本市が条例を制定する基準等は、次の通りです。

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

認可を受けた施設・事業者が、教育・保育給付の対象となる施設・事業であることを確認するための運営に関する基準となるものです。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

家庭的保育事業等を認可するときの基準となるものです。

家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において、新たに市町村の認可事業として位置付けられ、市町村が整備及び運営の基準を定めることとされています。

(3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

放課後児童健全育成事業は、子ども・子育て支援新制度において、新たに市町村へ届出事業として位置付けられ、市町村が設備及び運営の基準を定めることとされています。

III. 国が定める基準について

市は、国が定める基準設定の類型に従い、地域の実情に応じて、前項の3つに係る個別の基準を条例で定めることとなります。

国から示された基準については、次の2種類に類型されます。

基準の類型	内 容
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは認められますが、国の基準を下回る内容を定めることはできません。（当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは認められる。）
参酌すべき基準	条例の制定にあたっては、市が法令に定める基準を十分に参酌（参照）したうえで、地域の実情に応じて、国の基準と異なる内容を定めることができます。

IV. 基準（案）を取りまとめるに当たっての本市の基本的な考え方

本市においては、Ⅲの国が定める基準に留意するとともに、「安心と安全を確保」することを前提として、次の基本的考えのもと基準案をまとめました。

(1) 基本的には、国の基準とおりとします。

- (2) 特定教育・保育施設等を運営する者及び家庭的保育事業者等は、暴力団、暴力団員またはそれらと密接な関係を有する者であってはならないとします。
- (3) 現行制度を下回る基準は設定しません。